

陳情第2号

2024年5月10日

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援 の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

歴史的な物価高騰が労働者と国民の生活、中小・零細企業の経営に大きな打撃を与えています。

2008年のリーマンショックで世界各国は、賃金の引き上げを含む内需拡大により経済危機を克服してきました。しかし日本は、派遣切りや非正規雇用の拡大、四半世紀にもわたる賃金抑制策で、大企業の内部留保は530兆円にも膨れあがりましたが、貧困と格差が拡大しました。2024春闘でも、大企業では物価高騰を上回る賃上げが実施されましたが、中小企業やケア労働者、非正規労働者の賃上げはすすんでいません。こうした労働者の賃上げなしには日本経済の回復はありません。そのためには、最低賃金の大幅引き上げによる賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに3ランク制となっていますが、最も高い東京は時給1,113円、愛知県は1,027円、最低の岩手県は893円です。これでは1日8時間フルタイムで働いても月12万～16万円に満たない手取りにしかならず、自立して生活することすら困難です。また、東京都と最低の岩手県では220円もの格差があり、地方から都市部へ労働力が流出し、地方の人口減少と高齢化が地域経済の疲弊に拍車をかけています。愛知県内において愛労連(愛知県労働組合総連合)の行った調査では、静岡県や岐阜県に隣接する自治体では他の地域に比べて募集時給が顕著に低くなる弊害が明らかになっています。世界的にも地域別の制度を導入しているのはカナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国のみです。

全労連(全国労働組合総連合)や愛労連などが全国でおこなってきた「最低生計費試算調査」結果では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はありません。若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円程度であり、年1,800時間(1日8時間週休2日・法定休日および年次有給休暇の完全取得)の労働時間で換算して時給1,500円以上が必要です。政府も岸田首相が2030年代半ばまでに最低賃金を1,500円に引き上げる目標の前倒しを表明するなど、1,500円への引き上げは喫緊の課題となっています。

最低賃金を大幅に引き上げるためには、中小・零細企業への支援とともに労務費の上昇を適正に価格転嫁できる公正取引を実現することが保障されなければなりません。政府による助成や社会保険料の減免、賃金引き上げに伴う価格転嫁が適正に行われるとともに、下請け企業への単価引き下げが押しつけられないように公正な取引ルールが保障されることが必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域経済を元気にし、地域循環型経済を確立することができます。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業支援策を抜本的に拡充し、公正取引を保障すること。

以上

